

## 第5章 雪害対策計画

この計画は、雪に伴う各種の被害を軽減または未然に防ぐとともに、発生した被害や社会的な影響等について軽減を図るための応急時の対策について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定める。

### 第1節 除雪対策

#### 第1 実施責任者

町管理の施設についての除雪は、町が行う。実務に当たっては、鳥取県及び町民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

#### 第2 除雪計画

町内の国道及び主要な県道については、国、鳥取県、市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪が行われるが、町道については、平常時は、路面上の積雪が10 cm程度になり、その後も降雪が続く恐れのある場合（ただし、大雪警報等により大雪が予想される場合、5 cm程度）、路線の優先順位を次の基準により定め、通勤・通学時等の除雪に努めるものとする。

また、町は、大雪時の対応のため適切な排雪場所を予め選定しておくものとする。

【資料編】第7表「除雪計画（町道）」

##### 1 町道の除雪優先基準

- (1) 通勤、物資輸送路の確保
- (2) 学校、町公共施設に通ずる路線の区間及び集落と主要道路間の確保
- (3) 通学路の確保
- (4) その他緊急に必要とする路線

##### 2 除雪路線

- (1) 町道について

建設水道課で定める区間

- (2) 国、県道について

町内の国道及び主要な県道についての優先順位は、鳥取県除雪対策協議会の定める基準による。

##### 3 除雪要領

除雪優先町道については、毎年路線を指定して町及び除雪機械所有業者等に除雪委託契約を行い実施するものとする。大雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、第3章第6節「相互応援協力計画」第3「民間団体等の活用」により実施するものとする。

### 第3 関係機関との連携

積雪による被害等の拡大や孤立集落の発生、道路・ライフラインの途絶を防ぐため、町は国（鳥

取地方気象台、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所等)、鳥取県、ライフライン関係機関等との緊密な連携による、各機関の対策の把握、情報共有を図り除雪対応を行うほか、倒木除去等における連携した対応についても確認し、事前伐採を行うよう努める。

なお、自力での除雪が困難で安全上急を要する地区に対し、必要に応じて町、鳥取県、関係団体が連携して除雪支援を実施するものとする。

#### **第4 地域の除雪体制整備への支援**

町は、地域の自発的な除雪活動を支援するため、地域の実情に応じ、小型除雪機等の購入補助を行う。

## 第2節 町民への広報

### 第1 予防的広報の実施

町は、雪により災害が発生するおそれがある場合には、防災行政無線、広報車、ホームページ、CATV、SNS 町公式アカウント等の活用や、報道機関にも協力を求め、町民に対して注意喚起の広報を行う。広報する主な項目は次のとおりとする。

- 1 最新の気象情報を確認するとともに、自宅周辺の積雪状況を確認すること
- 2 自宅周辺の災害リスク（雪崩危険箇所等）を再確認すること
- 3 大雪、暴風雪等が予想される場合は、不要不急の外出、車両の運転を避けること
- 4 雪下ろし等の除雪作業中の事故防止対策を図ること
- 5 雪崩からの注意

※斜面下付近の居住者等は、建物の2階などの高く、斜面から離れた場所で生活するよう心掛けるとともに、雪崩注意報等の気象情報や雪崩の前兆現象（雪の裂け目や雪の固まりが転げ落ちるなど）に注意し、早めの避難に努めること。

- 6 新雪や晴れの日の雪のゆるみによる屋根からの落雪に注意すること
- 7 低温への注意

※車の運転、歩行いずれも道路の凍結に注意すること。特に峠や橋上は凍結しやすいので慎重に行動すること。

※氷点下の気温では水道管が凍ったり、破裂したりすることがあるので、夜間から早朝にかけて凍結しないように注意すること。

- 8 FF式暖房機の吸排気口付近の除雪状況を確認すること

### 第2 雪による被害・影響が発生した場合の広報の実施

町は、雪により被害・影響が発生している場合には、上記第1の予防的広報に準じて、より一層注意喚起が必要な情報や、ニーズが高い情報等を中心に広報を行う。

### 第3節 雪害発生時の対応

#### 第1 雪害への基本的対応

##### 1 自助・共助・公助による対応

地域や家庭周辺の雪害への対応は、個人又は自治会等の自助・共助の対応を基本として、次のような項目を実施する。

###### (1) 町民の対応（自助）

- ア 家庭及び周辺の除雪及び早期の屋根の雪下ろし
- イ 透析患者や人工呼吸器等の使用者、及びその家族等による、平時からの雪害時における医療提供可能な医療機関等の情報収集

###### (2) 地域の対応（共助）

- ア 集落等の生活道路の除雪や、相互の屋根の雪下ろし
- イ 自治会（区）長、民生委員等による地域巡回及び相互の連絡
- ウ 一人暮らし高齢者など、要配慮者への声掛け、周辺や屋根の雪下ろし
- エ 火災等の災害に備え、消火栓など消防水利の除雪
- オ 避難体制の取り決め
- カ 自治会、自主防災組織、消防団など、地域組織による助け合い

###### (3) 町の取組み（公助）

- ア 防災行政無線等による町内の道路状況、公共交通機関の運行状況及び除雪状況等に関する町民への情報伝達及び注意喚起
- イ 大雪に対する困りごと相談への対応
- ウ 雪下ろし業者の紹介並びに、住宅の屋根の雪下ろしを自力で行うことが困難な低所得の高齢者等への助成
- エ ボランティアとの連携

##### 2 配備体制等

大雪警報の発表等雪に対する警戒が必要な場合は警戒配備体制をとり、管内パトロールや大雪に対する備えを啓発する。

なお、大雪による被害が発生又は発生の恐れがある場合は、対策本部を設置して、避難路の確保や避難所の対応など全庁的な取組みとする。また、降雪や積雪状況の規模が町民の対応能力をはるかに上回り、町民や一人暮らし高齢者などの対応が困難な状況が発生した場合に限り、町が除雪を実施する。

除雪については、高所を除き、規模によって消防団の出動を要請する。

##### 3 孤立予想集落への対策

孤立集落の解消は、最優先事項であるため、道路管理者をはじめ、鳥取県、町、ライフライン機関その他関係機関は打ち合わせ等を通じて、早い段階で現地での連絡体制の構築や対応方針のすり合わせ、関係者間の情報共有に努め対応にあたるものとする。

また、孤立集落が生じた場合、生活必需品、医療品の不足あるいは急病人等の搬出、火災等

の消火活動の遅れ等多くの問題が発生する。これらの事態に対処するため、生活必需品、医療品の確保等については常に町民に広報し、周知を図る。また、急病人、火災等の発生に際し、速やかに連絡路を確保し、その活動を容易にするため消防機関とも協議し、その万全を期する。

なお、孤立集落の発生に備え以下の対策に取り組むこととし、その他一般事項については第2章第3節第6「孤立予想集落対策」によるものとする。

#### (1) 孤立予想集落の把握

町は、雪害に伴う孤立予想集落の事前把握に努める。また、孤立が発生した場合に備え、集落内との連絡手段の確保（非常用発電機や衛星携帯電話の確保等）、連絡先の把握に努める。

#### (2) 物資の提供

町は、物資（食料、飲料水、暖房器具、灯油等）の備蓄や調達体制の確保に努める。

#### (3) 避難場所の確保

町は、孤立予想集落内で雪害時の避難場所として活用できる施設を把握するとともに、必要な資機材等の整備に努める。併せて、孤立予想集落の外に避難させることもあらかじめ想定し、適当な避難施設を考慮しておくよう努める。

## 第2 交通まひ対策

平成22年12月31日から平成23年1月2日にかけての大雪により、鳥取県中西部の国道で、最大22キロの大渋滞が発生し、約1,000台の車両が路上で立ち往生する状況が約42時間続いた。平成29年1月14日から15日にかけての、また2月9日から12日にかけての大雪では、町内の国道9号線上においても車両の立ち往生が発生した。

これを踏まえ、国土交通省鳥取河川国道事務所等の道路等を管理する関係機関での情報共有体制の強化、除雪機械の増強、道の駅等での冬用タイヤ・タイヤチェーンの装着指導等により、交通障害の防止を図っているが、大規模な交通渋滞が発生した場合、次の項目等の対策を実施するものとする。また平時からその体制整備に努める。

### 1 道路の交通障害

- (1) 渋滞等により走行不能となった車両の運転者・同乗者に対する、毛布・食糧・飲料水、車の燃料、簡易トイレ等の供給
- (2) 交通障害発生箇所周辺の避難所の一時開設。開設した避難所での、毛布・食糧・飲料水、車の燃料、情報入手（伝達）手段としての携帯電話充電のための電源提供。
- (3) 交通障害発生道路沿線のコンビニエンスストア等への協力依頼
- (4) ラジオ、あんしんトリピーメール、防災アプリ（あんしんトリピーなび、ヤフー防災）、鳥取県防災情報ポータル、SNS町公式アカウント緊急速報メール等による避難所開設等の支援に関する情報、被害を軽減するための注意喚起に関する情報等の提供

### 2 鉄道運行の障害

運行中の列車が大雪で長時間の停車を強いられる場合、JR西日本と連携のうえ、停車中の駅周辺の公共施設等を乗客の避難所として一時開設する。

### 3 その他公共交通機関の運行障害

町は、通学や通院等に必要なバス路線の運行に障害が発生した場合、できる限り早期に再開させるため、必要に応じ、関係機関等との調整を行うものとする。

### 4 情報の共有等

町は、渋滞の発生を覚知したときは、防災行政無線や地元集落等との連絡網の活用等により、適切に町民に情報提供を行い、被害の拡大防止と対応活動の円滑な実施に努める。

また町は、国、鳥取県、警察等の関係機関へ速やかに渋滞情報を提供し、情報共有を図る。主な情報共有すべき項目は次のとおりとする。

- (1) 交通渋滞に関する情報（滞留している車両数、混雑状況、除雪体制、迂回路の状況）
- (2) 救援に関する情報（車両への支援状況、車両への情報伝達状況、避難所等の開設状況）
- (3) その他被害状況

## 第3 情報収集体制の整備

町は、大雪による被害状況や渋滞情報を把握するため、情報収集網（町民、自治会（区）長等を通じた地元集落等からの通報、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等）の構築に努める。なお、情報収集の相手先に町民や立ち往生中の車両等への情報提供の役割を担っていただくことも考えられるため、双方向の連絡体制の構築に努める。

## 第4 停電への対応

積雪時は、送電設備が雪の重みによる倒木等により破断し、停電が発生しやすくなる。このため、町は中国電力ネットワーク株式会社鳥取ネットワークセンターと協体制を確立し、停電の情報を受けるとともに、町民周知等について協力するものとする。周知に当たっては、防災行政無線、あんしんトリピーメール・SNS 町公式アカウント等多元的な手段を用いて行うものとする。

また、町は中国電力ネットワーク鳥取ネットワークセンターへの①土砂崩れ、倒木等による道路復旧②除雪対応状況の情報提供に関し、連携をとり対応するものとする。

《参考》「災害時における連絡体制及び協体制に関する協定書」を中国電力ネットワーク株式会社鳥取ネットワークセンターと締結（令和5年1月13日）

## 第5 雪崩危険箇所等の把握及び周知

町は、あらかじめ関係機関と協議し、地形の特性等を考慮し、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関、町民等に対して周知するとともに、雪崩の特徴等（表層雪崩は厳冬期に、全層雪崩は春先に発生しやすいこと、雪崩は滑落速度が速く、発生に気づいてから逃げるのが難しいこと等）について、広く普及啓発を行うよう努める。

なお、本町においては80箇所の危険箇所が指定されている。（【資料編】第8表 「雪崩危険箇所」）

## 第6 雪崩に対する迅速な避難情報の発出

町は、降積雪の状況、気象情報等を勘案し、町民等に被害が及ぶおそれがあると判断した時は、遅滞なく避難指示等を発出し、避難行動を促すものとする。

避難情報の伝達、誘導等については、第3章第11節「避難計画」による。

## 第7 医療及び福祉サービスの確保

### 1 大雪や寒波に係る注意喚起

町は、大雪や寒波のおそれがある場合には、必要に応じ、福祉施設や医療機関等に対し、最新の気象情報に留意するとともに、大雪や寒波に対する警戒を行い、以下に例示する必要な対策を講じるよう注意喚起を行う。

- (1) 職員体制、物資（食料、飲料水、医薬品等）の確保
- (2) 施設周辺の除雪
- (3) 水道管等の凍結防止
- (4) 停電時のライフライン事業者等への連絡体制の確認
- (5) 大雪等の場合の組織内及び、関係機関との連絡体制の再確認

### 2 医療体制の確保

- (1) 透析患者等への対応

#### ア 透析患者への医療確保

町は、大雪が予想される際には、あらかじめ医療機関に対し、患者の状況確認を行った上で、治療を翌日に延期する等の対応を患者と相談しておくよう依頼する。

#### イ 透析患者、人工呼吸器等の使用者の安否確認

町、鳥取県、医療機関等は、鳥取県東部地区災害時透析医療ネットワークの活用等により相互に協力し、必要に応じて透析患者や人工呼吸器使用者等の安否の確認を行う。

#### ウ 移動困難時の対応

大雪により医療機関への移動が困難な場合には、町、医療機関、消防局等との調整の上、県内外の医療機関への救急搬送や、時間外治療の実施、通行道路の除雪などにより対応する。

- (2) 救急搬送

町は、消防がドクターヘリ等の空路搬送を判断した場合、東部消防局からの要請に応じて地上支援（除雪等）に努めるものとする。

- (3) その他一般事項

第3章第12節「地域への救援計画」第4「医療（助産）救護及び搬送」による。

### 3 福祉サービスの確保

町は、容態が急変した福祉施設の入所者を救急搬送する場合に備え、消防局や福祉施設、道路管理者等との調整を密にし、必要に応じて周辺道路の除雪や救急搬送の調整・要請を行う。

## 第8 災害時要配慮者への支援

### 1 安否の確認

ライフラインの途絶や屋根の積雪などが発生した場合、一人暮らし高齢者等の災害時要配慮者は自助による改善が極めて困難であることが予想されるため、町は、自治会などの協力も得て、速やかに対象者の安否確認を行う。

安否確認の方法は、各世帯に電話等により直接確認を行うほか、町社会福祉協議会、自治会（区）長や民生委員等と連携して行う等、地域の実情に応じたものとし、必要に応じて警察機関とも連携して行う。

なお町は、立地条件や世帯構成等を勘案し、雪害時に安否確認を行うべき世帯の特定や、連絡手段の確認を、避難行動要支援者名簿や支え愛マップづくり等を通じて、事前に行っておくよう努める。

### 2 除雪の支援

町は、積雪により家屋の倒壊や、外部との途絶が危惧される要配慮者世帯等に対し、除雪の支援を行う。実施にあたっては、必要に応じて鳥取県や関係団体と連携し、町や町社会福祉協議会による除雪ボランティア活動や、地域住民による災害時支え愛活動（災害又は危機事案が発生した場合に、鳥取県における人と人との絆を生かして、住民が地域で自主的に行う共助の取組）、建設事業者のあっせん等、地域の実情に応じた体制により行う。

## 第9 帰宅困難者への支援

第3章第18節「帰宅困難者対策」による。

## 第10 農林水産業被害対策

町は、大雪が予想される場合は、関係団体と連携し、生産者等に対して緊急に設備・施設等の点検や補強、保温対策、排水溝整備等を行うよう注意喚起を行う。水産業については、船舶の沈没や破損防止のため、船舶の陸揚げ等を行うよう指導する。

また、大雪による被害が発生した場合には、関係団体と連携し、できる限り速やかに被害状況を把握するよう努める。

## 第11 学校の安全対策

### 1 学校の休校

町立小・中学校の各学校長は、町（教育委員会）と協議し、気象状況や道路の除雪状況、交通機関の運行状況などを勘案し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

### 2 町による注意喚起

町（教育委員会）は、大雪のおそれがある場合、町立小・中学校に対し、気象情報等を提供するとともに、児童生徒等の安全確保、施設の被害防止等について万全の体制をとるものとする。

また、学校の臨時休業については、気象情報等を確認の上、児童生徒の安全を第一に考えて適切に判断する。

なお、その他一般事項については第3章第12節「地域への救援計画」第16「文教対策」による。